

第17回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第17回定例会 平成30年8月31日

開会 9時30分

閉会 10時51分

出席委員
(23名)

会長 小林茂徳

会長代理 依田繁二

1 山崎正勝

13 小山肇治

2 白倉令子

14 依田隆喜

3 小川高史

15 小林健治

5 小山睦夫

16 青木二巳

6 片十郎

17 小林勝元

7 成山喜枝

18 清水洋

8 齊藤敏彦

推進 花岡幹夫

10 柳澤多久夫

推進 荻原薫

11 荒木稔幸

推進 佐藤富士夫

12 渡邊幹夫

推進 竹内芳男

推進 渡邊重昭

議事録署名委員

1 山崎正勝

2 白倉令子

出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 織田 秀雄

事務局 滝澤 友一郎

事務局 笠井 昌鷹

事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

※ 会場 東御市役所本庁舎2階 全員協議会室

会長代理

皆さんおはようございます。本日は全員出席です。ただ今より第17回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんおはようございます。8月も今日で終わりです。夕べの雨のせいもあってか今日は少し涼しく感じました。稲穂も黄色く色付いて来て、いよいよ収穫の時期も近いのではないかと思います。先日は2日間に渡り桜川市と茨城町への視察研修でした。大変ご苦労さまでした。先進地事例という事で、農地利用の最適化推進をテーマに視察研修をしました。おりしも8月、9月と皆さんに農地パトロールをしていただいておりますが、研修での事例を頭に置きながらパトロールをしていただき、どうしたら効率の良い農地の利用ができるか考えていただければ、研修も役に立つのではないかと思います。事例が全て東御市の農業と一致するとは限りませんが、やる気のある農業委員が引っ張って行っているところを拝見して、こういう方が居れば頼もしいと思いました。また今日は午後から立科町との両市町にまたがる太陽光発電施設と、自然エネルギーを利用した水力発電の視察研修です。その辺も含め、土地の有効利用をしっかりと視察したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、1番の山崎委員と2番の白倉委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号について説明します。

番号1です。地図の1ページをご覧ください。場所は〇〇です。浅間サンラインの北、〇〇の南西にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は米、モモ、ナシ、リンゴ、野菜類を作付けしています。図面をご覧くださいますと、申請地南側の農地は譲受人の所有している農地で、ブドウを作付けしています。今回、この農地を取得し農業規模の拡大をするものです。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の1ページをご覧ください。下の方に浅間サンラインがあります。右に行くと〇〇方面、左に行くと〇〇方面です。〇〇の南側に申請地があります。申請地のブドウ畑に譲受人の耕作地が地続きになっています。譲渡人の〇〇さんは〇〇歳で、〇〇の生まれです。平成〇〇

年に父親が他界し、相続により申請地を取得しました。しかし〇〇に嫁いでいるので耕作できず、〇〇の野菜農家の方にキャベツの苗作りの畑として貸していました。今後の事もあり不動産屋に相談したところ、譲受人の〇〇さんに買っていただく事になりました。譲受人の〇〇さんは〇〇歳です。専業農家としてブドウ、モモ、ナシ、米を作っています。申請地の隣地でブドウを栽培していますが、申請地に消毒がかからないように気を使っていました。今回〇〇さんが不動産屋に売却依頼をしたとの一報があったので、今回の取得になりました。野菜などを栽培し、少しでも農業規模を拡大したいと言っていました。ご自分の農地の隣地でもあり、農業を専業としているので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。

番号1です。場所は〇〇、〇〇です。国道18号線としなの鉄道の間にある農地です。太陽光発電設備の申請です。申請者は〇〇にお住まいの方です。農業規模を縮小したいという事と、遊休農地の有効利用をしたいということです。地図の2ページ、3ページをご覧ください。近隣では既に太陽光発電敷地として利用している土地が多くなっています。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

それでは説明します。場所は地図の2ページ、3ページをご覧ください。国道18号線の〇〇に〇〇の〇〇が在ります。その隣の〇〇の南側に申請地があります。太陽光発電の申請です。申請人の〇〇さんは申請地を今まで〇〇に貸していましたが返されてしまい、ご自分では管理が難しいので、周りの土地も太陽光発電敷地にもなっていることもあり、太陽光発電をする事にしました。周囲の農地の持ち主の方にも同意を得ており、雨水は地

下浸透にするとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件は〇〇委員に関連しますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは2号議案の番号2について説明します。〇〇です。地図の4ページ、5ページをご覧ください。〇〇の東側の農地です。太陽光発電設備の申請です。申請者は〇〇にお住まいの方です。今回農業規模を縮小したいという事と、遊休農地の有効利用をしたいという事です。雨水処理は側溝により敷地内で処理します。地図5ページをご覧ください。申請地の南側の〇〇は〇月に太陽光発電施設の農地転用の許可が出ています。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号2の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

それでは説明します。地図の4ページ、5ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇から東へ行き、縦道を北へ〇〇メートルほど行った所に申請地があります。この道は軽トラがやっと通れるほどの狭い道です。申請人は点在した広い面積の農地を管理していますが、管理しきれないという事で、今回の申請になりました。周辺の方の同意も得られており、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。〇〇委員入室してください。

(〇〇委員入室)

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号について説明します。

計画変更1と番号1です。場所は〇〇です。地図の6ページと7ページをご覧ください。〇〇の集落内、〇〇の南にある農地です。もともとは住宅を建築する予定で転用をしましたが、住宅を新築する機会をのがし、農地のままになっていました。今回、整骨院の申請です。譲受人は、〇〇の〇〇の近くで〇〇をやっていますが、手狭であるという事と、公図をご覧くださいと、申請地の道を挟んで向かいに自宅があり、近いためこの土地を選定されました。第1種低層住居専用地域で第3種農地となるため転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号2です。〇〇です。地図の8ページと9ページをご覧ください。〇〇、〇〇の北にある農地です。10ヶ月間の一時転用になります。〇〇の建築のための、仮設事務所になります。図面9ページをご覧くださいまして、〇〇は今年〇月に〇〇の用途で転用になっています。その建設のための仮設事務所です。第2種農地ですが、〇〇建築のために隣接しているこの土地を使用するのが一番適しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3です。〇〇です。地図の10ページ、11ページをご覧ください。〇〇の東南、〇〇沿いにある農地です。一部住宅が建築されており、追認になります。図面の11ページをご覧ください。譲受人は〇〇にある借家に住んでいますが、このたびその借家を購入します。それにあたり、その借家の一部が今回の農地〇〇にかかっているため、今回追認するものです。第2種農地ですが、住宅に隣接している農地なので、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号4です。〇〇です。地図の12ページと13ページをご覧ください。〇〇の南側の農地です。農振除外の案件です。資材置場設置の申請です。譲受人は、〇〇で建設機械などの溶接部品の製造等をしている会社をしています。今回、事業を拡大するために転用するものです。また、譲渡人は〇〇に住んでおり、耕作できずに困っているため、譲受人の求めに応じたとの事です。すでに昨年この土地の東側を〇〇の用途で4条転用しています。〇〇の概ね300メートル以内にあり、第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号5です。〇〇です。地図の14ページと15ページをご覧ください。〇〇、〇〇の東にある農地です。住宅と店舗の申請です。譲渡人は

〇〇の方、譲受人は〇〇にお住まいの方です。譲受人は、〇〇の借家で1階を〇〇、2階を住宅としています。今回、店舗と住宅の2棟を建築するとの事です。〇〇と〇〇から概ね500メートル以内にあり、水道管、下水道管が埋設されているため、第3種農地となり、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号6です。〇〇、〇〇です。地図の16ページと17ページをご覧ください。〇〇の南東にある農地です。宅地分譲になります。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇の建設業兼宅地建物取引業を行っている業者です。〇〇で建売住宅、宅地分譲を行っていますが、事業が遅延していることありません。第1種住居地域の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号7です。〇〇です。地図の18ページと19ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。住宅建築になります。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇で借家住まいをしている方です。子供が2人おり手狭となっているため、住宅を建築したいとの事です。〇〇と〇〇から概ね500メートル以内にあり、水道管、下水道管が埋設されているため、第3種農地となり、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号8です。〇〇です。地図の20ページと21ページをご覧ください。浅間サンライン沿い、〇〇を〇〇方面に進行した所にある農地です。農振除外の案件です。中古車販売店敷地になります。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇の方です。地図の20ページの右下で自動車修理板金業、自動車整備業、自動車販売業を営んでいます。事業所が手狭になった事と、事業経営の拡大のため転用するものです。現在の事業所は継続して利用します。商談用のプレハブ建物を設置し、販売車両を〇〇台置く計画です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号9です。〇〇です。農振除外の案件です。地図の22ページと23ページをご覧ください。旧祢津街道沿いの〇〇と〇〇の境を北上した所にある農地です。住宅建築になります。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇でアパート住まいの方です。譲受人は子供の成長で手狭になったため、妻の実家近くに住宅を建築したいとの事です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

最後に番号10です。〇〇、〇〇です。地図の24ページと25ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇を〇〇に進行した途中にある農地です。住宅建築になります。譲渡人は〇〇にお住まいの方、譲受人は〇〇にお住まいの方です。老後の人生を信州で暮らしたい、また、妻の実家にも近い所を求めた、という事です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。最初に計画変更1と番号1の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 地図の6ページをご覧ください。場所は〇〇の南側です。場所は先日見ましたが、管理されている様です。〇〇さんは〇〇に住んでいますが、将来東御市に住みたいと思っていた様でした。ご兄弟は2人こちらに住んでいましたが、亡くなられたのでこちらに帰って来る事を止めてしまいました。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇を半分借りて整骨院を営んでいます。駐車場も狭く借家という事で、ご自分で〇〇を建設したいと思っていました。自宅のすぐ近くにちょうどいい土地があったため、今回の申請になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、同じく山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 それでは地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は番号1の案件から〇〇メートルほど東へ行った所です。〇月に申請が出た〇〇の建設のための仮設事務所を置くための土地を、来年の〇月までの期限で借りるという申請です。申請地の周りの土地はほとんど〇〇さんの土地なので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 よろしくをお願いします。申請地は〇〇の〇〇にあります。地図の10ページをご覧ください。中央を横に太い道路が走っています。右に行くと浅

間サンラインの〇〇になります。左に行くと〇〇へ行きます。〇〇から〇〇キロメートルほど上ると、〇〇の中心になります。そこから東に行き、〇〇を渡った川沿いの土地です。譲受人の〇〇さんは〇年ほど前から申請地に隣接した借家に住んでいます。今回この借家を譲り受ける事になり、同時に申請地も譲り受ける事になりました。地目は畑になっていますが、現状は竹林です。河川敷に隣接しているので、宅地が崩れないようにするために、一緒に譲り受ける事にしました。譲渡人の〇〇さんも求めに応じたいとの事です。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、同じく齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。地図の12ページ、13ページをご覧ください。〇〇の〇〇の側道沿いの農地です。去年の〇〇月の議案で、譲受人の〇〇さんの〇〇用地として4条許可された土地の隣接地です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいで、〇〇をしています。申請地が遠地のため耕作に困っていたところ、譲受人の〇〇さんから強い要望があり、今回の申請になりました。申請地は工場の資材置場として活用する予定です。土地造成は軽備で、敷地内に擁壁や排水路を設置し、雨水等が近隣農地に流れないように処置をするとの事です。周りの農地に対して細かく配慮を講じた計画になっているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願ひします。地図の14ページ、15ページをご覧ください。祢津街道を左に行くと〇〇です。譲受人は現在〇〇でパン屋を営んでいます。現在の自宅とパン屋は借家です。この借家を譲り受けたいと相談したところ反対されたため、新しく申請地に住宅とパン屋を建設する事になりました。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇で土建業を営んでいます。以前は申請地の横にある、〇〇さんと記されている住宅に〇〇さんのお母さんが住んでいました。平成〇〇年ごろにお亡くなりになり、その時から申請地は耕作されていない農地ですが、〇〇さんの同級生が管理をしていました。〇〇さんは仕事があるので、〇〇から帰る予定はないとの事です。周辺の農地の方にも同意を得ていますし、雨水は浸透枳で処理する予定です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

私の方から質問します。店舗兼住宅という事ですが、周囲には〇〇や、近い将来〇〇の整備もされると人の往来も多くなると思いますが、間口が狭く駐車場が確保できるのか心配です。いかがですか。

柳澤委員

敷地の入り口の辺に〇台の駐車スペースがあります。その奥に店舗があり、一番奥に住宅を建てる予定です。問題ないと思います。

議長

わかりました。ほかにございますか。
特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号6の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願ひします。場所は地図の16ページ、17ページをご覧ください。上の太い道路が国道18号線です。〇〇を南に下って、〇〇の橋を渡ったすぐ右側に申請地があります。譲受人の〇〇はこの土地を造成して〇区画の住宅敷地を販売したいとの事です。譲渡人の〇〇さんは、申請地の奥に自宅があります。申請地は利用していないという事で、〇〇の求めに応じる事にしました。周りはほとんど住宅になっているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号7の案件について、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。地図の18ページ、19ページをご覧ください。地図の右側に〇〇があります。そこから南へ下って来るとY字路があります。右に下ると〇〇になります。左側に行くと〇〇に行きます。譲受人の〇〇さんは現在借家に住んでいますが、家族が増え手狭になったので、住宅を新築する事にしました。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいです。父親からの相続で取得した申請地を、〇〇さんに譲り渡す事にしました。周囲も住宅がありますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号8の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは地図の20ページ、21ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇から〇〇メートルほど東に行った所に申請地があります。左下には現在の事業所である〇〇があります。現在は高速道路の取り付け道路に車を止めていて、以前から危ないという事で、〇〇さんは適当な場所を探していました。この度〇〇さんの農地を譲り受ける事になり、そこで中古車販売をするという事で、今回の申請となりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号9の案件について、同じく佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは説明します。地図の22ページ、23ページをご覧ください。中央横に走っている道路が祢津街道です。ちょうど〇〇と〇〇の境界線の所に在ります。南に下ると〇〇の地籍になります。バス停から上に行くと〇〇があります。譲受人の〇〇さんとはご夫婦と子供2人でアパート住まいをしていますが、手狭になり妻の実家の近くに土地を捜していたところ、譲渡人の〇〇さんの土地を譲っていただける事になり、今回の申請になりました。周りも住宅地になって来ています。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号10の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。地図の24ページ、25ページをご覧ください。左下に浅間サンラインの〇〇があります。ここから〇〇メートルほど入った三叉路の角に申請地があります。譲受人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、退職後に妻の実家に近い東御市に移住したいとの事です。数ヶ所検討しましたが、友人知人が多く居て、スーパーや温泉に近く、スキー場も近くにあり、高速道路のインターチェンジにも近いとの条件が合い、この申請地に決めました。雨水は敷地内で浸透処理の予定です。隣接地の承諾も得ています。周囲にも新しい家が建っているのです、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山肇治委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

申請地の中に赤線か青線があるようですが、これに関してどうするのですか。

事務局 このような状態で家を建てる場合、既に道や水路を使用していなければ、払い下げと言って、家を建てる方が購入する事になります。これは建設課の案件になります。

小山委員 申請がなければそういう処置はされないのですか。

事務局 赤線や青線があるかどうかは申請時に分かります。申請書類の写しを関係課等へ回覧するため、後は申請者と建設課が協議をする事になります。農地転用以外でも赤線や青線を購入したい時は、建設課で手続きをする事になります。

事務局長 補足します。この場合は青線になります。水路だった所です。水路は上から下へのつながりがあるので付け替えが必要になる場合もあります。事務局の方で建設課と協議しながら、適切な処理をします。

小山委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。

ないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の8月分について説明します。資料の7ページです。今月は9件、15筆です。合計は16,454平方メートルです。ほとんどが再設定ですが、その中で8番の〇〇の方の再設定について、耕作面積が約〇〇アールですが、8ページの「利用権設定にかかわる申し合わせ事項について」の1に基づいて、旧北御牧村農業委員会で承認された50アール以下の利用権の再設定については、承認をしていくものとする、という申し合わせ事項があるので、申請者の希望を聞いた上で議案に載せる事になりました。以上です。

議長 ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありましたが、それを踏まえて、4号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計

画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

それでは議事は終了しますが、全体でご質問等ございますか。

無いようですので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____